



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

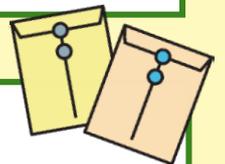
支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \left[\begin{array}{c} \text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率} \\ \left[\begin{array}{c} 1.4 \\ \text{秋肥の場合} \end{array} \right] \left[0.9 \right] \end{array} \right] \right) \times 0.7$$

肥料費が100万円の場合、申請額は144,444円(秋肥の場合)

申請の条件



次の①～③の条件を満たす方が申請できます

- ① 販売農家であること
 - ・JA大井川共販部会員・まんさいかん出荷者協議会員
 - ・茶農協・製茶工場に出荷している方
 - ・スーパーや直売所で農産物を販売している方
- ② 対象肥料(肥料登録されており、6月以降に購入したもの)
- ③ 化学肥料低減に取り組む方

申請に必要なもの

次の3つがあれば申請できます。

① 販売農家の証明

出荷伝票か農業決算書の控えを提出してください。

(JA共販部会・まんさいかん出荷者協議会会員の方は必要ありません)

② 本年秋肥(令和4年6月～10月に購入)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に購入)の購入価格がわかるもの(肥料販売証明書など)

〔 本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。
JAで購入した肥料はJAで対象肥料を一覧にした販売証明書を発行します 〕

③ 化学肥料低減計画書 (化学肥料低減取組に2つ以上取組む計画)

後日、取り組んだ証拠も必要です

申請方法

肥料を購入した販売先で申請してください。JAに申請希望の方はお近くの営農経済センターで開催される説明会にご参加ください。

〔 JA以外で購入された肥料の申請は購入先にご相談ください。
(JAではJA外の肥料販売店の販売価格の証明ができないため) 〕

スケジュール

令和4年11月

組合員向け説明会

令和4年11月18日

秋肥分申請締切(JA大井川)

令和5年1月頃～

支援金の交付(秋肥分)

令和5年2月頃～

組合員からの申請受付(春肥分)

令和5年3月頃～

支援金の交付(春肥分)



農業者の皆様に記入いただくもの



様式第1-3号

化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
茶	2.0
みかん	1.5
その他	1.0
計	4.5

1. 実施する(してきた)取組メニュー
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、1つ以上は、新しい取組、従来の取組

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	○	○
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥機の利用)		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

取組メニューの詳細や取組結果の報告等については、各営農経済センターで開催される説明会で説明します。

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄に「○」を記入してください。

他の肥料販売店にも申請する場合はこちらに記入をお願いします。

市町からの肥料

市・町

円

他の取組実施者にも、肥料価格高騰対策事業に係る領収書(請求書)等を提出しますか。

提出している → 提出先を記入してください。 ○○肥料店

提出していない

Q&A

問 い



答 え



①

化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。

②

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、**取組メニューのうち2つ以上**行っていたら支援対象となります。
- ・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。

③

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ **既に取り組んでいるものもカウント**します。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、**新たな取組みを1つ以上**行ってください。

④

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ 本年に取り組めない場合は、**来年に取り組んで**いただければ結構です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、**期間内に取り組んで**いただければ結構です。

⑤

いつまでに申請すればよいですか。

- ・ 基本的に**秋肥、春肥**でそれぞれまとめて申請してください。
- ・ 秋肥については、**11月18日までに**申請してください。春肥締切については後日ご案内します。

⑥

県や市町の助成もあると聞いたのですが

- ・ 静岡県の「**肥料価格高騰緊急対策事業費補助金**」(価格上昇分の15%補填)については、この申請で**同時に申請**となります。
- ・ 各市町の助成については後日ご案内します。

【申請受付窓口】 肥料を購入した営農経済センター
【その他肥料高騰対策について】

JA大井川 農業経営支援課 電話054-646-5127